

市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さえなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※令和8年中の延滞金の率は、法律の規定により年9.1パーセントです(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.8パーセント)。

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、右のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶ **休日** 毎週日曜日の午前8時30分～正午
※年末年始を除く
- ▶ **夜間** 毎週火曜日の午後5時15分～7時
※祝日、年末年始を除く
- ▶ **場所** 収納課

令和8年度 市税など納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	12月25日(金)	
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	6月1日(月)	7月31日(金)	9月30日(火)	11月30日(月)	
軽自動車税	全期				
	6月1日(月)				
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	7月31日(金)	8月31日(月)	9月30日(火)	11月2日(月)	11月30日(月)
	第6期	第7期	第8期	第9期	
	12月25日(金)	2月1日(月)	3月1日(月)	3月31日(火)	

市税の納付は口座振替のご利用を

市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶ **申し込み** 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関窓口または収納課で手続きをしてください。また、収納課では、キャッシュカードとその暗証番号により申し込みができます。申し込みの際は、取り扱うことができない金融機関やキャッシュカードがありますので、事前にお問い合わせください。

コンビニ・スマホ決済アプリなどで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。スマホ決済アプリはダウンロードが必要となります。

▶ コンビニ・スマホ決済アプリで納付できない納付書

- 納期限を過ぎた納付書
- バーコードのない納付書、傷や汚れなどによりバーコードを読み取ることができない納付書
- 各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
- 金額を訂正した納付書、金額を書き加えた納付書

※これらの場合は、市役所窓口や金融機関をご利用ください

▶ 「eL-QR」や「eL番号」が印字された納付書をお持ちの方

地方税お支払いサイトを利用し、クレジットカードなどで納付が可能です。詳しくは、地方税お支払いサイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>)をご確認ください。

▶ 注意事項

- スマホ決済アプリおよび地方税お支払いサイトをご利用の場合、領収書や納税証明書は発行されません。納税証明書などが必要な方は市役所窓口や金融機関、コンビニで納付してください。
- 納付した税金は、市役所で確認できるまで3週間ほど要することがあります。



地方税お支払いサイト

▶ **問い合わせ** 同課(内線236・237)

市内の主要交差点に防犯カメラを設置しました

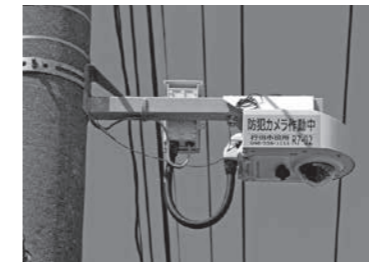
市では、防犯対策として街頭防犯カメラを設置していますが、さらなる安全・安心を守ることを目的として、新たに市内の主要交差点など5カ所に防犯カメラを設置しました。

設置場所は、交通量の多い箇所、過去に交通事故が発生した場所、事件発生時の犯行場所や犯人の逃走経路などを警察署と協議し、決定しました。

▶ **令和7年度設置場所** 利根大堰交差点、総合公園前交差点、北河原交差点、持田地内交差点、下須戸交差点



※令和6年度の設置場所は南河原交差点、荒木交差点、埼玉交差点、桜町交差点、佐間地内交差点



設置した防犯カメラ



防犯カメラの映像

特殊詐欺対策電話機等購入費補助金を交付しています

市では、特殊詐欺対策がされている固定電話または固定電話機に取り付ける外部装置を購入する世帯に対し、補助金を交付しています。

▶ 対象 次の全ての要件を満たす方

- 市内に居住する65歳以上の方または65歳以上の方が属する世帯の方
- 申請者および世帯員に市税などの滞納がない方
- 申請者および世帯員が暴力団員でない方
- 過去にこの事業による補助を受けていない方

▶ 対象となる特殊詐欺対策電話機など

次のいずれかの機能を有する固定電話機または固定電話機に接続して使用する機器

- (1) 電話の着信時に電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
- (2) 警察などの迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否し、またはランプなどで警告表示する機能

▶ 補助金額 購入金額の2分の1 ※上限1万円

▶ **申請方法** 地域活動推進課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、直接同課へ提出してください。



市ホームページ

▶ **問い合わせ** 同課くらし安心担当(内線211)

住宅用防犯カメラ設置補助金を交付しています

市では、犯罪の抑止や犯罪発生時に証拠を保全することができる住宅用防犯カメラを自己用住宅に設置する世帯に対し、補助金を交付しています。

▶ 対象 次の全ての要件を満たす方

- 市内に居住する住宅の屋外に新たに住宅用防犯カメラを設置する方(アパート、借家、別荘を除く)
- 申請者および世帯員に市税などの滞納がない方
- 申請者および世帯員が暴力団員でない方
- 過去にこの事業による補助を受けていない方

▶ 対象となる住宅用防犯カメラ

- 屋外に継続して設置し、24時間常時録画する機能を備えたもの
- 夜間も撮影できるもの

▶ 補助金額 補助対象経費の2分の1 ※上限3万円

▶ **その他** 既に設置および工事に着工している住宅用防犯カメラは補助の対象になりません。必ず着工前に申請してください。

▶ **申請方法** 地域活動推進課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接同課へ提出してください。



市ホームページ